

議案第57号

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、霊園の一時使用の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例

福岡市立霊園条例（昭和30年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「620円」を「810円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。